

城東区からみなさんに

# お知らせ

## 「第48回城東まつり」開催中止のお知らせ



今年度の開催は中止します。

問合せ:市民協働課 ☎6930-9734 FAX 6930-9040

## 区政会議委員を募集します!

～城東区をもっと住みやすいまちにしませんか?～

**対象:** 区内在住・在学・在勤(自営業含む)の方  
**募集人数:** 12人(選考を行い、基準を満たす方が募集人数を超える場合は、抽選により決定します)

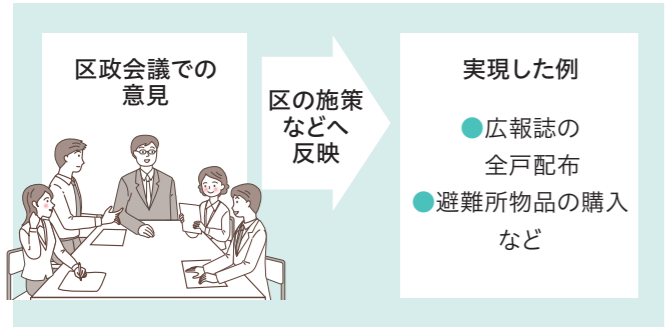
**応募方法:** 応募資格や申込書など、詳しくは区ホームページまたは、下記問合せ窓口に設置している「募集要項」をご覧ください。(期限:7月30日(金)17:30必着)

**任期:** 令和3年10月1日～令和5年9月30日

※会議は原則公開、平日夜間に開催します。報酬・交通費などの支給はありませんので、ご了承ください。

…………… 区政会議って何をしているの? ……………

委員が会議に出席し、城東区がより住みやすい区になるよう、区の施策などについて意見交換を行っています。会議は委員全員が出席する本会と、分野ごとにより掘り下げて意見交換していただく3つの専門部会(地域福祉部会、まちづくり部会、こども・教育部会)で構成されています。



区政会議の開催経過はこちら▶  
問合せ:総務課(総合企画)  
3階 32番窓口  
☎6930-9937 FAX 6932-0979

## もと城東区役所用地の建物解体工事が始まりました

もと城東区役所用地(中央3-41-2)の開発に向け、事業者において既存建物の解体工事が6月に始まりました。工事期間は令和4年1月までの予定です。

問合せ:社会医療法人有隣会(開発事業者)  
☎6939-1125

## 後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、被保険者証(桃色)を7月上旬に送付します。現在の薄緑色のものは8月1日(日)から使用できなくなります。なお、不在時は郵便局に留め置かれ、その旨のお知らせが投函されます。7月中旬に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

### 国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入している70～74歳の方の新しい高齢受給者証を、7月下旬までに世帯主の方あてに送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。

問合せ:窓口サービス課(保険年金:保険)  
☎6930-9956 FAX 6932-0979

## 国民年金基金のご案内

国民年金基金は、国民年金に年金を上乗せする公的な制度です。国民年金の第1号被保険者(自営業などの方)で保険料を納めている20歳以上60歳未満の方や、60歳以上65歳未満の方、海外居住されている方で国民年金に任意加入している方が加入できます。掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

問合せ:全国国民年金基金 大阪支部  
☎0120-65-419  
(9:00～17:30 ※土日・祝日を除く)



全国国民年金基金大阪支部 検索

## 新型コロナウイルス感染予防の継続をお願いします!

最新情報は、区ホームページなどでご確認をお願いします。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載中のイベント、講座や相談などが変更、延期や中止となる場合があります。

検温・マスクの着用・3密(密閉・密集・密接)の回避・30秒以上かけての石けん手洗い・換気と保湿など、感染予防対策にご協力ください。

## 介護保険のお知らせ

### 介護保険の負担割合証を交付します

要介護(支援)認定を受けている方および事業対象者の方に8月から使用する「負担割合証」を7月中旬に送付します。介護サービスを利用するときに、被保険者証とともに提示してください。利用者負担割合の判定要件は次のとおりです。

利用者負担割合				
要介護認定を受けている第1号被保険者	本人の合計所得金額が220万円以上	下記以外の場合	3割	
		同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額が	単身は340万円未満 2人以上は463万円未満	2割
	本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	
本人の合計所得金額が160万円未満		2割	1割	

### 介護保険の決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、あらかじめ年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。また、暫定の決定通知書を送付した方で、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方にも送付します。

問合せ:保健福祉課(介護保険)  
☎6930-9859  
FAX 6932-1295



## 7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、心ならずも犯罪や非行に走ってしまった人たちの立ち直りを支え、安心・安全な地域社会の構築をめざす運動です。

戦後の荒廃した街中にあふれる身寄りのない子どもたちの将来を危惧し、昭和24年7月施行「犯罪者予防更生法」の思想に共鳴した東京・銀座の商店街有志が、7月13日から「犯罪者予防更生法実施記念フェア」を自発的に開催。翌25年7月に法律施行1周年を記念し開催された「矯正保護キャンペーン」を通じて、犯罪の防止と罪を犯した人たちの立ち直りには市民の理解と協力が不可欠という認識から、昭和26年に“社会を明るくする運動”と名付け取り組まれています。

城東地区保護司会では、啓発期間中は、各中学校校門前で「朝の挨拶運動」を行います。

## ●城東区更生保護サポートセンター

保護司に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点、また地域における更生保護の拠点として開設されています。

開館日:月～金曜日に企画調整保護司が駐在。  
ただし、年末年始、祝日、運営委員会が指定する日は休館日

開館時間:10:00～16:00

ところ:中央1-6-21

問合せ:☎6935-5665



更生保護のマスコットキャラクター  
更生ペンギンのサラちゃん(左)、ホゴちゃん(右)

## 青少年守って住みよい城東区

7月は青少年の非行・被害防止 全国強調月間です

城東区青少年健全育成推進会議・城東区役所

- ▶ 区の人口: 167,803人、世帯数: 81,990世帯(6月1日現在推計)
- ▶ 交通事故(人身事故)件数: 150件(概数)、火災件数: 10件、救急件数: 4,352件(1～5月累計)

区役所の日曜開庁は7月25日(日)9:00～17:30です。なお、選挙が執行される場合等は、閉庁することがあります。区役所窓口のお呼び出し状況は、区ホームページで確認できます! ホームページ: [https://i-ban.com/osaka\\_jyoutou/](https://i-ban.com/osaka_jyoutou/)

